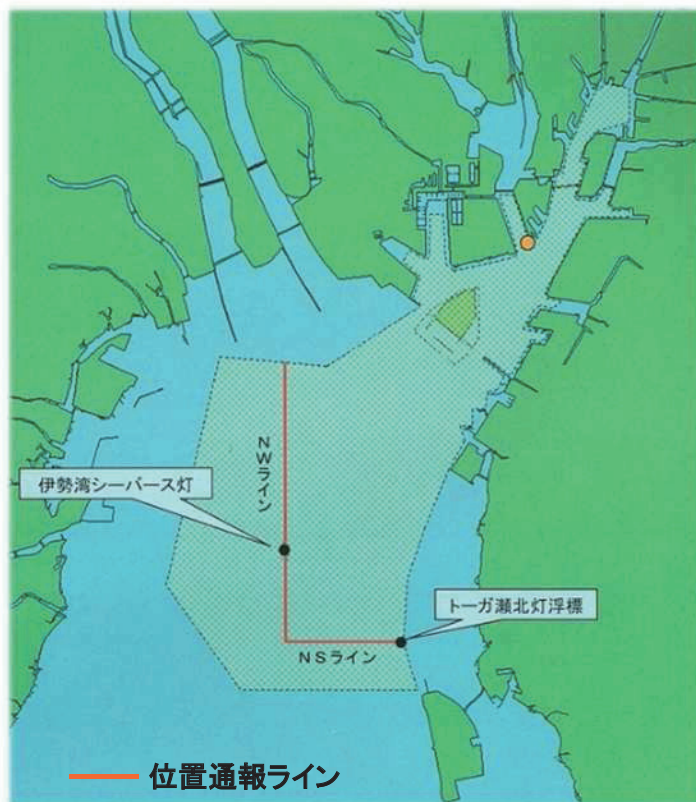


名古屋港入出港時に確認すること

長さ50メートル以上（総トン数500トン未満の船舶を除く）の船舶は、名古屋港に入出港もしくは港内移動する際は管制信号に従って航行しなければなりません。

1 入港船舶は位置通報ライン通過時に、「なごやハーバーレーダー」へ位置通報して通航水路の管制信号を確認する。

2 錨泊地から入航する船舶は運航開始30分前及び運航開始時に、「なごやハーバーレーダー」へ通報して通航水路の管制信号を確認する。



3 出港又は港内移動する船舶は、解らん30分前及び解らん時に「なごやハーバーレーダー」へ通報して通航水路の管制信号を確認する。

4 船長は、通航する水路の信号所の管制信号を目視で確認する。（信号所の位置は裏面参照）

5 国際VHF無線電話CH16を常時聴取する。
※「なごやハーバーレーダー」は名古屋港海上交通センターの呼出名称です。

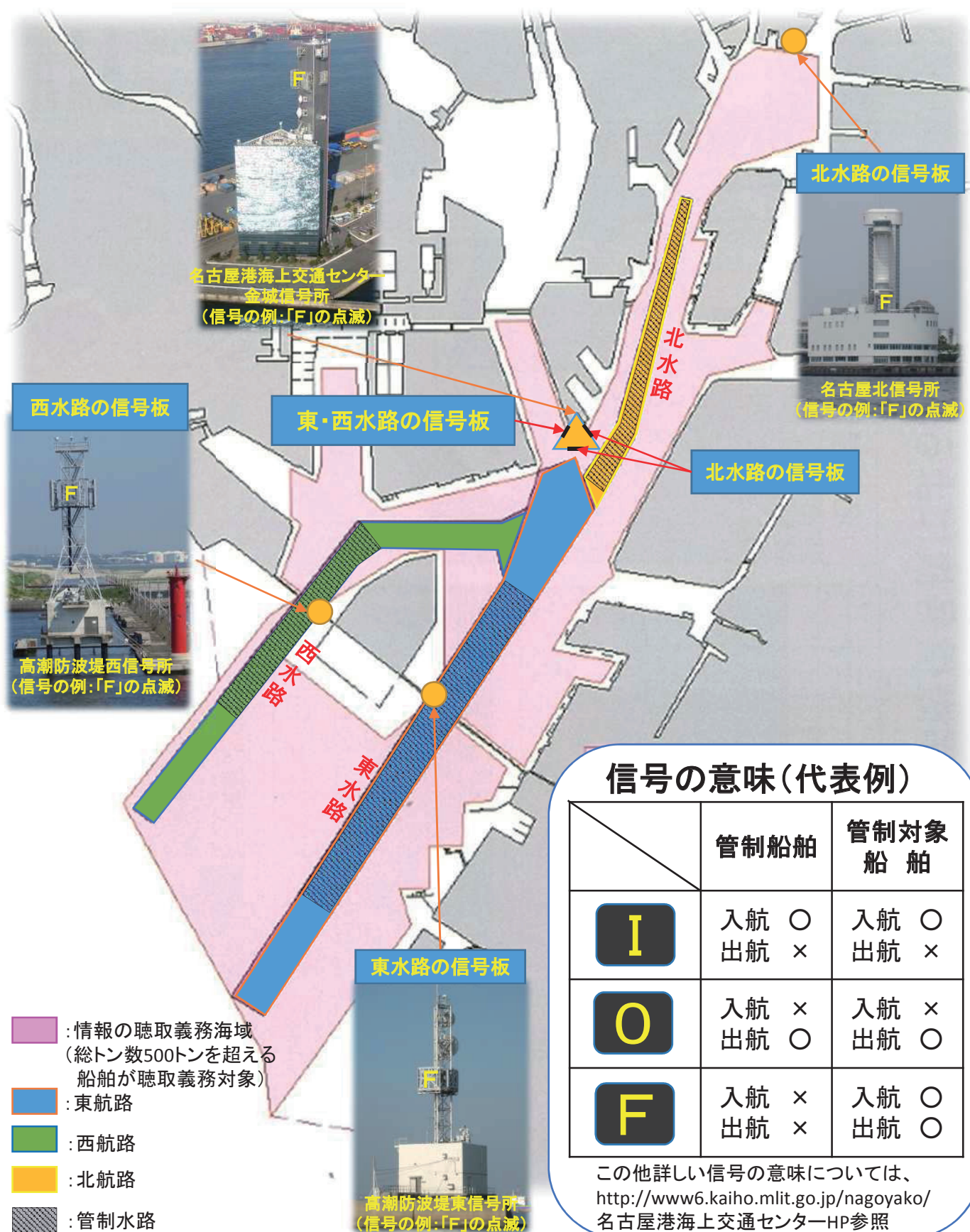


名古屋海上保安部 Tel052-661-1615

名古屋港海上交通センター Tel052-398-0715

詳しい情報は、名古屋港海上交通センター HP: <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/nagoyako/>

各水路の信号所位置



管制船舶

東水路 全長270メートル以上の船舶(油送船は総トン数5,000トン以上)

西・北水路 全長175メートル以上の船舶(油送船は総トン数5,000トン以上)

管制対象船舶 全長50メートル以上(総トン数500トン未満の船舶を除く)の船舶で管制船舶以外の船舶